

介護保険について紹介します!

▶ 介護保険とは・・・?

介護保険は、介護の負担を社会全体で支え合う仕組みで、運営はわたしたちの住む市町村が行っています。

わが国では急速な高齢化とともに、介護の問題が老後の最大の不安要因となっています。介護が必要になっても、残された能力を活かして、できる限り自立し、尊厳をもって生活できるようにすることは国民共通の願いですが、現実には家族だけで介護を行うことは非常に困難になっています。

介護保険制度は、介護を国民みんなで支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスを安心して受けられる仕組みをつくろうとするものです。

▶ 町の具体的な取り組みについて

町民のかたへ

高齢者が楽しく活動する機会の充実

- (1) 生活支援の担い手への参加促進
- (2) 世代間交流を通じた社会参加と生きがいづくり
- (3) 老人クラブの「高齢者による高齢者のための」活動の支援
- (4) 壮年期からの運動習慣の定着と仲間づくりの促進
- (5) 高齢者が働き続けることのできる環境づくりの推進

高齢者の活動を後押しする取り組みの充実

- (1) 生涯学習講座の充実と地域活動との連携
- (2) 壮年期・高齢期のボランティアの育成
- (3) 町民みんなで支えあう地域福祉の充実
- (4) 高齢者の活動拠点の充実

安心して暮らし続けられる生活環境づくり

高齢者にやさしいまちづくりの推進

- (1) 外出しやすい環境に向けた継続的な改善
- (2) 高齢者の減災対策の強化
- (3) 交通安全活動の推進
- (4) 消費者被害防止の推進
- (5) 緊急事態の事前対策の推進

高齢者を敬う社会の推進

- (1) お互いを敬う心の育成
- (2) 高齢者の権利擁護・虐待防止対策の推進
- (3) 見守り活動の推進

介護予防と地域包括ケアの充実

疾病予防・健康づくりの推進

- (1) 生活習慣の改善意欲を高める健康教育・健康相談の実施
- (2) 健康診断・がん検診などの受診促進
- (3) 地区特性に適した地区組織活動の促進
- (4) 地域医療の一層の推進

地域包括ケアシステムの推進

- (1) 地域包括支援センターの運営
- (2) 在宅医療・介護連携の一層の推進
- (3) 認知症対策の一層の推進
- (4) 多様な住まいの確保
- (5) ニーズに適切かつ柔軟な生活支援サービスの提供
- (6) 地域ケア会議の開催

4 介護サービスの充実（介護保険事業計画）

自分らしい暮らしを維持するための取り組み（介護予防事業）

取り組み	概要
壮年期からの運動習慣の定着	40歳以上の町民を対象とする「歩いて健幸システム」による運動習慣の定着と仲間づくり
壮年期・高齢期のボランティアの育成	壮年期や高齢期のボランティアの育成、ボランティアグループ・団体の活動支援
町民参加による地域福祉活動	ふれあい・いきいきサロン活動団体推進支援事業高齢者サロンを開催する団体への助成
地域包括ケアシステムの充実	介護・医療・福祉など関係機関との地域課題の共有、解決に向けた連携体制の充実

介護予防事業について

町民のみなさまが心身ともに健康を維持して介護状態になるのを予防するために、運動習慣の支援事業、地域活動やボランティア活動等の支援事業を実施しています。そのほか、介護状態が進まないよう、「地域包括支援センター」を中心に、医療、介護、福祉等の関係機関と連携して、住み慣れた場所で安心して「自分らしく自立して生活ができる」介護予防サービスの提供を実施しています。

介護給付費や保険料が全国でも低水準

本町は、介護保険制度が始まった当初から介護給付の適正化に取り組んでおり、介護保険事業の健全な運営に努めています。

介護保険料は、サービス利用による給付量に比例して料金が高くなる仕組みですが、本町では、町民のみなさまの健康意識が高く、長期間健康を保たれているかたが多いため、介護認定率が低く、サービス利用による給付量も全国と比べて少なくなっています。

また、介護認定を受けた場合も、介護保険法の理念である、「自立支援」、「重度化防止」を心がけた、適正なサービス利用を保つことで、介護保険料が全国の市町村と比べて低額となっています。



▲元気アップ事業(はつらつクラブ)活動中の様子

町民のみなさまの各種相談を幅広く受け付けします。
まずは役場福祉課内「地域包括支援センター」へご相談ください。

介護保険についての問合せ先▶福祉課 介護保険係（1階⑦番窓口）☎ 0224-53-2115

介護予防事業についての問合せ先▶地域包括支援センター（1階⑥番窓口）☎ 0224-51-3480

